

第6部 南海トラフ地震 臨時情報に対する対応

第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 はじめに

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生 の切迫性が高まってきている。

令和元年5月に示された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、令和元年5月31日から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連開設情報」の運用が開始された。

この章では、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の多気町における防災対応を定める。なお、すでに多気町地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されている場合には、この限りではない。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

1 体制

町長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、総務課防災係職員により情報収集を行う（以下、この体制を「情報収集体制」という）。

2 体制を確保する期間

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された段階で、情報収集体制を廃止する。

3 対応の方針

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、次の防災対応を実施する。

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県や防災関係機関との連絡体制の整備

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

1 体制

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、災害対策本部を設置し、第1次配備体制とする（「第3部第1章第1節」参照）。なお、後発地震発生における事態の長期化を視野に入れ、交代させるなどの措置を講じる。

2 体制を確保する期間

町は、地震発生から1週間を基本に体制を維持する。ただし、状況に応じて情報収集体制へ移行する等体制の縮小を検討する。

3 災害警戒本部の対応

災害警戒本部は、県など関係機関と調整のうえ、次の対応を実施する。

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県や防災関係機関との連絡体制の整備
- ③ 町民への広報
- ④ 公共施設等の緊急点検
- ⑤ 大規模地震に備えた災害応急対策の確認

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

1 体制

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第2次配備体制とするとともに、後発地震の発生に注意するよう全職員に指示する。ただし、後発地震発生における事態の長期化を視野に入れ、交代させるなどの措置を講じる。

2 体制を確保する期間

町は、地震発生から1週間を基本に体制を維持する。ただし、状況に応じて情報収集体制へ移行する等体制の縮小を検討する。

3 災害対策本部の対応

災害対策本部は、県など関係機関と調整のうえ、次の対応を実施する。

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ③ 災害対策本部会議の開催
- ④ 町民への広報
- ⑤ 公共施設等の緊急点検
- ⑥ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検
- ⑦ 後発地震に備えた事前避難（自主避難）の呼びかけ
- ⑧ 自主避難所の設置・検討および運営

第5節 町民に対する広報

町は、防災行政無線などの情報伝達手段を活用し、南海トラフ地震臨時情報の内容、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民に密接に関係がある事項について周知する。また、家具の固定、避難所や近くの安全な場所の確認、家族との安否確認手段の取り決め及び家庭における備蓄の確認など、日ごろからの地震の備えを再確認するなど防災対策を呼び掛ける。

＜広報文例＞

町民のみなさん、多気町長です。巨大地震発生の可能性が通常と比べて高まったという情報が、気象庁から発表されました。テレビやラジオ等の情報に十分注意するとともに、家具の転倒防止対策や非常持出品等の確認、ご家族と避難場所の確認をしてください。多気町からも随時、情報をお知らせします。あわてず、冷静に行動し、デマなどにも注意してください。

第6節 公共施設等の緊急点検

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、公共施設等を緊急点検し、混乱の防止、安全確保に努める。

（1）道路、河川

- 道路 巡視等によって町内道路の状況を把握し、工事の中断など必要な措置を講じる。また、他管轄の道路については、必要に応じ当該道路管理者に連絡し、対策を講じてもらうよう依頼する。
- 河川 巡視等によって町内河川の状況を把握し、工事の中断など必要な措置を

講じる。また、他管轄の河川については、必要に応じ当該河川管理者に連絡し、対策を講じてもらうよう依頼する。

(2) 不特定の者が出入りする施設

町が管理する施設においては次のような対策を講じるとともに、民間の事業所や施設に対しても、同様の対応を講じるよう要請する。

- 来訪者への周知
- 避難スペースの確保
- 施設内設備・備品等の転倒及び落下防止
- 出火防止
- 消防用設備の点検
- 自家発電装置の点検・確保
- 災害用備蓄品の確認